

## 第5章 計画の推進方法

## 第5章 計画の推進方法

### 1. 推進体制

本計画の推進体制は、本町の内部組織として「(仮称)脱炭素推進研究会(以下「推進研究会」という。)」を設置し、産業環境課が事務局として定期的に運営します。

その会議体を中心となって、脱炭素事業をコーディネートする専門家と調整し、省エネ推進や再生可能エネルギーの利用促進など事業展開を行います。

事業展開する際に関わる地域のステークホルダーやエネルギー事業者とともに連携・協働し、国や兵庫県等の支援体制のもと、住民・事業者・町が三位一体となって2050年脱炭素社会を目指します。

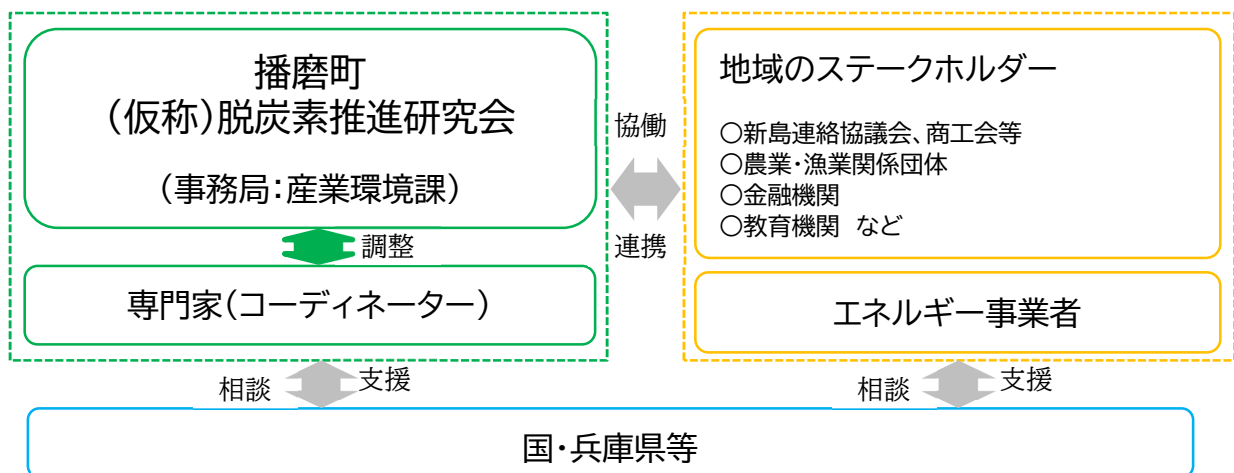


図 5-1 計画の推進体制

#### □ (仮称) 脱炭素推進研究会

産業環境課が事務局となり、本計画全体の進行管理を行います。

庁内の推進体制については、「播磨町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進体制と整合を図るとともに、全庁が一体となった推進組織である推進研究会が中心となって2050年脱炭素社会を目指します。

推進研究会は、本計画の進捗状況を定期的に共有し、地域のステークホルダーやエネルギー事業者と協働・連携して更なる施策を展開します。

また、必要に応じて、専門家(コーディネーター)と調整して、事業展開することも検討していきます。

## □ 地域のステークホルダー

地域のあらゆる主体の参画のもと、地域の脱炭素を図るうえで必要な取組について協議し、町と連携・協働しながら、具体的な取組を実行します。

## □ エネルギー事業者

施策や取組の検討に際し、専門的な見地から情報提供・助言を行うとともに、取組の実施に際し必要な助言・支援を行います。

## □ 国・兵庫県等

国や県は、町の施策における連携や必要な資金支援、助言を行います。また、広域的な視点で検討が必要な課題や取組については、近隣自治体と連携協力をします。

## 2. 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するには、進捗状況を把握・管理し、住民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

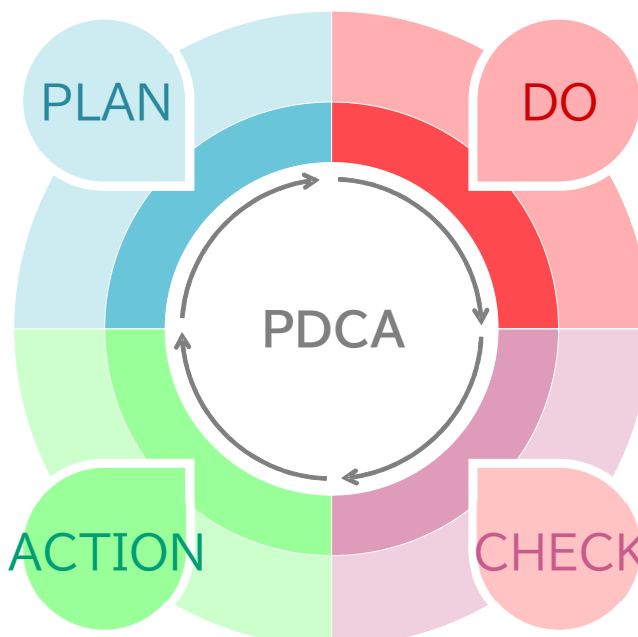
このことを踏まえ、本計画の進行を PDCA サイクルに基づき管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、次期計画策定時に評価を行い、将来の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、本計画の施策の進捗状況を広く町民が知ることができるよう、ホームページや「広報はりま」などを通じて公表します。

### 計画

温室効果ガス削減目標  
実現のための計画・取組  
内容の策定



### 実行

温室効果ガス削減目標実現  
のための取組の実践

### 見直し

計画の進行結果の公表と  
さらなる取組推進のため  
の見直し

### 点検・評価

温室効果ガス削減に向けた  
取組状況のチェック、  
計画の進捗管理・評価

図 5-2 PDCA サイクル図